

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成29年8月18日
【会社名】	Genky DrugStores株式会社(注1)
【英訳名】	Genky DrugStores Co., Ltd.(注1)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤永 賢一(注1)
【本店の所在の場所】	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番(注1)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	ゲンキー株式会社 執行役員管理本部長 上田 匡英
【最寄りの連絡場所】	ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
【電話番号】	(0776)67 - 5240
【事務連絡者氏名】	ゲンキー株式会社 執行役員管理本部長 上田 匡英
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	15,089,703千円(注2)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 (注1)本届出書提出日現在におきましては、Genky DrugStores株式会社(以下「当社」といいます。)は未設立であり、平成29年12月21日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名および本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。 (注2)本届出書提出日現在において未確定であるため、ゲンキー株式会社(以下「ゲンキー」といいます。)の平成29年6月20日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	14,103,200株 (注1)(注2)(注3)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注1) ゲンキーの発行済株式総数14,103,200株(平成29年6月20日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、ゲンキーの平成29年7月21日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)および平成29年9月8日開催予定のゲンキーの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本件株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(注3) ゲンキーは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。

(注4) 振替機関の名称および住所は以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注1)(注2)

(注1) 普通株式は、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるゲンキーの株主名簿に記載または記録されたゲンキーの株主に対し、その所有するゲンキーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、ゲンキーの平成29年6月20日における株主資本の額(簿価)は、15,089,703千円であり、発行価額の総額のうち1,000,000千円が資本金に組み入れられます。

(注2) 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成29年12月21日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集または売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集事項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集事項 2 募集の方法」(注2)記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

当社が属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展や美容、健康の維持促進に関するニーズの高まりなど、更なる市場の拡大が期待される一方、業種・業態を超えた出店競争や価格競争の激化、M & Aによる業界再編の加速など、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社は他社との差別化を図り、より一層の企業価値向上を目指して様々な施策を行っております。現在代表的な取り組みとして、1. 「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、圧倒的な安さの追求、2. 「何でも揃うお店」を目指し、医薬品や化粧品だけではなく生活必需品を幅広く取り揃え、青果や精肉などの生鮮食品の取り扱いを強化、3. 地域シェアを高めるためドミナントエリア構築や自社の物流拠点を活かした、低コストオペレーションの追求等を推進しております。

今後これらの施策を更に推進し、発展させていくにあたり、同じ業態であるドラッグストアはもちろんのこと、別業態であっても当社と同じ商品群を扱う企業に対しM & Aを行うことで、共同購買による仕入価格の低減等、当社経営方針の主軸であるエブリデイロープライスの価格政策をより強固にすることができると考えております。他業態のM & Aを推進していくうえでも、純粋持株会社傘下の事業子会社として当社と並列の関係でグループに参画することが出来る体制を構築することが重要であり、M & Aの推進による地域シェアの拡大と物流、仕入、システム開発、商品開発、人材の採用と育成等のグループ共通機能活用による経営の効率化を図ることを目的として純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立する純粋持株会社では、出店計画や事業モデル開発等の経営戦略の策定および、出店資金の調達や業態開発における人材等の適切な配置を行うことで、グループ経営資源を適切に配分し経営の効率化を図ります。また前記のとおり、M & Aによる当社グループへの他業態の取り込みを通じ、更なる事業拡大と、持続的な成長を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	Genky DrugStores株式会社 (英文社名: Genky DrugStores Co., Ltd.)	
(2) 所在地	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	
(3) 代表者および役員 就任予定者	代表取締役社長 藤永 賢一	現 ゲンキー代表取締役社長
	取締役副社長 吉岡 伸洋	現 ゲンキー取締役副社長
	取締役 内田 一幸	現 ゲンキー取締役
	取締役 山形 浩幸	現 ゲンキー取締役
	取締役 道端 良作	現 ゲンキー取締役
	常勤監査役 長田 康孝	現 ゲンキー常勤監査役
	監査役 松岡 茂	現 ゲンキー監査役
	監査役 今井 順也	現 ゲンキー監査役
(4) 主な事業内容	グループ会社の経営管理およびそれに附帯または関連する業務	
(5) 資本金	1,000,000千円	
(6) 決算期	6月20日	
(7) 純資産(連結)	未定	
(8) 総資産(連結)	未定	

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社とゲンキーの状況は以下のとおりです。

ゲンキーは、平成29年9月8日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成29年12月21日(予定)を期日として、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) ゲンキー 株式会社	福井県 坂井市	1,076,821	医薬品・化粧品・食品等を販売する小売事業等	100.0	8名	0名	未定	未定	未定	未定

本件株式移転に伴う当社設立後、ゲンキーは当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となるゲンキーの最近事業年度末日(平成29年6月20日)時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ゲンキーネット 株式会社	福井県坂井市	10,000	インターネットを通じた雑貨等の通信販売	100.0	・商品の販売 ・役員の兼任(1名)
(連結子会社) 玄気商貿(上海) 有限公司	中国上海市	10,000	プライベートブランド商品の開発	100.0	・プライベートブランド商品の仕入

(注)純粋持株会社設立後は、ゲンキーの子会社等の一部を純粋持株会社の子会社等として再編する予定です。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本件株式移転により、ゲンキーは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

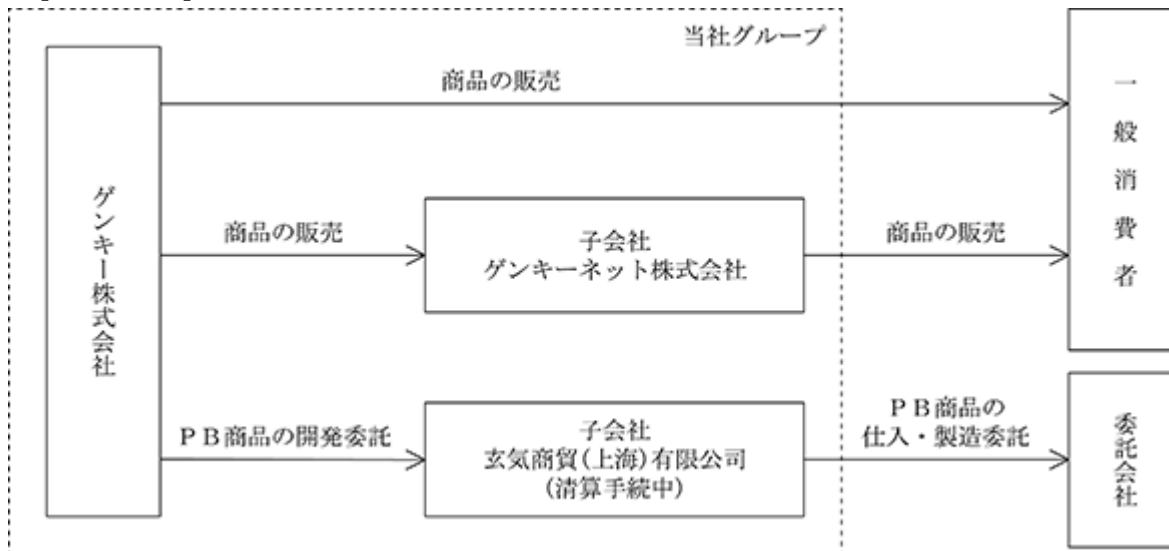
役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、当社グループ各社の取締役および監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるゲンキーと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

[事業系統図]



2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

ゲンキーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年12月21日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、ゲンキーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本件株式移転計画」という。)を平成29年7月21日開催のゲンキーの取締役会において承認いたしました。

当社は、本件株式移転計画に基づき、本件株式移転に際して、基準時におけるゲンキーの株主名簿に記載または記録されたゲンキーの株主に対し、その所有するゲンキーの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本件株式移転計画においては、平成29年9月8日開催予定のゲンキーの定時株主総会において、本件株式移転計画の承認および本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本件株式移転計画において、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2 本件株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 本件株式移転計画の内容

次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりです。

株式移転計画書(写)

ゲンキー株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本件株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりです。

(1) 乙の目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、Genky DrugStores株式会社とし、英文では、Genky DrugStores Co., Ltd.とする。

(3) 本店の所在地等

乙の本店の所在地は、福井県坂井市とし、その所在場所は、福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条 (乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称)

1. 設立時取締役

藤永賢一

吉岡伸洋

内田一幸

山形浩幸

道端良作

2. 設立時監査役

長田康孝

松岡 茂

今井順也

3. 設立時会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

第3条 (本件株式移転に際して交付する株式の数およびその割当て)

1. 乙は、本件株式移転に際して、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主名簿に記載または記録された甲の株主(以下「割当対象株主」という。)に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本件株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (乙の資本金および準備金に関する事項)

乙の設立時における資本金および準備金の額は次のとおりです。

1. 資本金の額 1,000,000千円

2. 資本準備金の額 0千円

3. 利益準備金の額 0千円

第5条 (乙の成立の日)

乙の成立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成29年12月21日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条 (本計画承認株主総会)

甲は、平成29年9月8日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認および本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条 (甲の株式上場廃止および乙の株式上場、株主名簿管理人)

1. 本件株式移転に伴い、甲は、その発行する株式の上場を廃止(平成29年12月18日予定)し、乙は、その発行する株式を乙の成立の日において株式会社東京証券取引所市場第一部に上場することを予定する。

2. 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社(東京都中央区八重洲一丁目2番1号)とする。

第8条 (事情変更)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本件株式移転の実行に重大な障壁となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本件株式移転に関する条件を変更し、または本件株式移転を中止することができる。

第9条 (本計画の効力)

本計画は、第6条に定める甲の定時株主総会において本計画の承認が得られない場合、または本件株式移転につき法令に定める関係省庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本件株式移転に関して必要な事項については、本件株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

平成29年7月21日

甲 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
ゲンキー株式会社
代表取締役社長 藤永 賢一

別紙 乙の定款で定める事項

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、Genky DrugStores株式会社と称し、英文ではGenky DrugStores Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 薬局、薬店の経営
- (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療衛生用品、福祉用具、健康器具、計量器、農薬、工業薬品、毒物劇物の製造、販売および輸入
- (3) フランチャイズチェーンシステムによる化粧品販売店の経営、経営指導およびその加盟店の募集
- (4) 介護用品の販売および輸入
- (5) 食品の販売および輸入
- (6) 食品添加物、酒精飲料の製造、販売および輸入
- (7) 飼料、飼料添加物の製造、販売および輸入
- (8) 写真材料の販売および輸入
- (9) 衣料用繊維製品、装身具の製造、販売および輸入
- (10) 日用雑貨品の販売および輸入
- (11) 米穀類、酒類、塩、煙草、石油、ガス、その他家庭用燃料の販売および輸入
- (12) 事務用機器、事務用品、文房具、スポーツ用品、時計、眼鏡、カメラの製造、販売および輸入
- (13) 書籍の出版
- (14) 園芸用品の販売および輸入
- (15) 宝石貴金属の販売および輸入
- (16) 切手、葉書、収入印紙、商品券等の販売および販売代行
- (17) 家具、木材、電気照明器具、ガス器具、冷暖房設備器具、給排水設備器具、給湯設備器具、厨房器具、家庭用

電気用品、映像機器、音響製品の販売および輸入

- (18) 自動車、自転車、その他の車両およびその部品の販売および輸入
- (19) 物品のレンタル業およびリース業
- (20) プリペイドカードの発行および販売の代行
- (21) 不動産の賃貸借
- (22) 建物の保守および掃除
- (23) スポーツ施設、文化施設、遊技場、駐車場、興行場、飲食店、クリーニング店、美容業、理容業、旅行業、倉庫業、ガソリンスタンドの経営
- (24) 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
- (25) 入浴、食事介護等の在宅介護サービス業
- (26) 寝具の丸洗い、乾燥、衛生処理に関する処理
- (27) 貨物利用運送事業
- (28) 倉庫業および倉庫管理業務
- (29) 自動販売機の設置
- (30) インターネットを利用した通信販売業務
- (31) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福井県坂井市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月20日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年6月21日から翌年6月20日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月20日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成30年6月20日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第27条および第37条の規定にかかわらず、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会終結の時までは、当社の取締役の報酬の総額は年額240,000千円以内、監査役の報酬の総額は年額24,000千円以内とする。ただし、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容およびその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	Genky DrugStores(株) (完全親会社・当社)	ゲンキー(株) (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注1) 本件株式移転に伴い、ゲンキーの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。

(注2) 当社が本件株式移転により発行する新株式数(予定)：14,103,200株
上記新株式は、平成29年6月20日時点におけるゲンキーの発行済株式総数に基づいて記載しております。本件株式移転の効力発生に先立ち、ゲンキーの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本件株式移転におきましては、ゲンキーの単独株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時のゲンキーの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、ゲンキーの株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、ゲンキーの株主の皆様の所有するゲンキーの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定を行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使について

ゲンキーの株主が、その所有するゲンキーの普通株式につき、ゲンキーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年9月8日開催予定の定時株主総会に先立って本件株式移転に反対する旨をゲンキーに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本件株式移転に反対し、ゲンキーが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

ゲンキーの株主による議決権の行使の方法としては、平成29年9月8日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ゲンキーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ゲンキーに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年9月7日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成29年9月5日までに、ゲンキーに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を通知する必要があります。また、ゲンキーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本件株式移転によって発行される株式は、本件株式移転に際して、基準時におけるゲンキーの株主名簿に記載または記録されたゲンキーの株主に割り当てられます。株主は、自己のゲンキーの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

8 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類およびその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本件株式移転に関し、ゲンキーは、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、ゲンキーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ゲンキーの本店において平成29年8月23日よりそれぞれ備え置き予定です。

は平成29年7月21日開催のゲンキーの取締役会において承認された株式移転計画です。

は本件株式移転に際して株式移転比率およびその算定根拠ならびに上記株式移転計画に定める当社の資本金および準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

はゲンキーの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ゲンキーの営業時間内にゲンキーの本店において閲覧することができます。なお、本件株式移転の効力が生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法および日程

定時株主総会基準日	平成29年6月20日
株式移転計画承認取締役会	平成29年7月21日
株式移転計画承認定時株主総会	平成29年9月8日(予定)
上場廃止日	平成29年12月18日(予定)

当社設立登記日(株式移転効力発生日) 平成29年12月21日(予定)

当社上場日 平成29年12月21日(予定)

ただし、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

ゲンキーの株主は、その所有するゲンキーの普通株式につき、ゲンキーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年9月8日開催予定の定時株主総会に先立って本件株式移転に反対する旨をゲンキーに通知し、かつ、上記定時株主総会において本件株式移転に反対し、ゲンキーが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるゲンキーの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらゲンキーの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期 (参考)
決算年月	平成25年 6月	平成26年 6月	平成27年 6月	平成28年 6月	平成29年 6月
売上高 (千円)	54,656,383	57,949,841	63,143,693	73,495,982	83,399,634
経常利益 (千円)	1,040,295	2,007,392	2,877,835	2,883,328	4,089,807
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	623,065	1,171,132	1,761,329	1,901,352	2,845,744
包括利益 (千円)	631,577	1,178,870	1,766,948	1,894,783	2,841,844
純資産額 (千円)	8,243,866	9,270,236	10,893,715	12,583,551	15,178,304
総資産額 (千円)	27,198,442	30,093,840	36,567,039	44,681,997	51,868,286
1株当たり純資産額 (円)	596.62	667.31	773.88	892.31	1,076.31
1株当たり当期純利益 金額 (円)	45.21	84.76	126.13	134.97	201.79
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額 (円)	44.65	83.76	125.09		
自己資本比率 (%)	30.2	30.8	29.8	28.2	29.3
自己資本利益率 (%)	7.8	13.4	17.5	16.2	20.5
株価収益率 (倍)	11.3	8.3	20.0	11.8	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	542,485	3,662,754	4,758,168	2,695,936	5,238,675
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,815,669	2,691,722	6,507,344	7,813,964	6,607,886
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,218,086	473,691	1,830,558	5,051,219	1,882,071
現金および現金同等物 の期末残高 (千円)	1,090,728	1,586,784	1,669,834	1,605,661	2,111,724
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人 員) (名)	441 (1,081)	446 (963)	535 (1,054)	632 (1,255)	632 (1,379)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
- 3 当社は、平成27年9月1日付及び平成29年4月11日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。
- 4 第26期及び第27期における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第27期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成29年7月21日 ゲンキーの取締役会において、ゲンキーの単独株式移転による持株会社「Genky Drug Stores株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成29年9月8日 ゲンキーの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ゲンキーがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成29年12月21日 ゲンキーが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

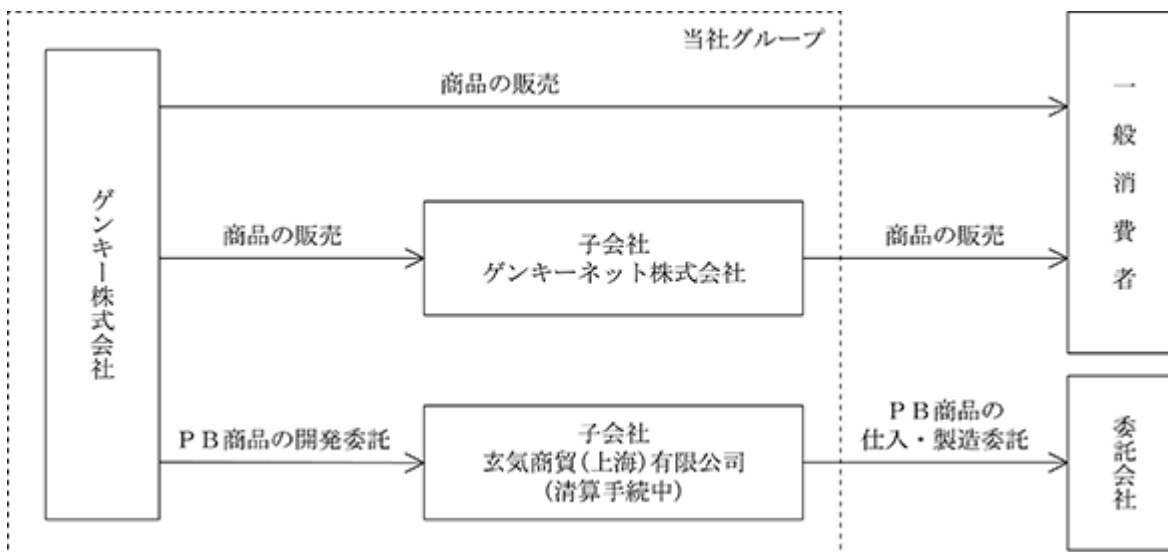
なお、ゲンキーの沿革につきましては、ゲンキーの有価証券報告書(平成28年9月12日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理およびそれに付帯または関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となるゲンキーおよびその関係会社の最近の事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

ゲンキーグループは、小売事業として、医薬品・化粧品を中心とした健康および美容に関する各種の商品に加え、日用雑貨・食品などの最寄りの商品を販売しております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるゲンキーの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

1 . 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

2 . 連結会社の状況

当社の完全子会社となるゲンキーの平成29年6月20日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

平成29年6月20日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社	709 (1,379)
合計	709 (1,379)

(注) 1 当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨、食品等の小売業という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 従業員数は就業人員数であり、()内にパートタイマー及びアルバイト(1日8時間換算、年間平均雇用人数)を外数で記載しております。

3 . 労働組合等の状況

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

(2) 連結会社の状況

平成21年10月に当社の完全子会社となるゲンキーの労働組合(GENKY・UNION)が結成されており、平成29年6月20日現在の組合員数は651名(パートタイマーを含む)であります。なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

2 【仕入および販売の状況】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの仕入および販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本件株式移転によりゲンキーの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるゲンキーの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ゲンキーの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてゲンキーが判断したものです。

1. 法的規制について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）等による規制について

当社グループは、「医薬品医療機器等法」上の医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等の販売については、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

医薬品の販売については、平成21年6月に「薬事法の一部を改正する法律」が施行され、一般用医薬品をリスクの程度に応じて第1類から第3類までの3つのグループに分類し、このうちリスクの程度が低い第2類及び第3類については、新設された「登録販売者」の資格を有する者でも販売が可能とされました。

また、平成26年6月施行の薬事法改正では、一般用医薬品の分類が、要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品に変更され、要指導医薬品を除く第1類から第3類までの医薬品については、インターネットでの販売が事実上可能となりました。当該法令の改正等により他業種からの新規参入による競争の激化が予想され、その動向によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店に関する規制について

平成12年6月に「大規模小売店舗立地法」が施行されました。これは、売場面積が1,000㎡超の新規出店及び既存店舗の増床については、騒音、交通渋滞、ゴミ処理問題等、出店地近隣住民の生活を守る立場から、都道府県または政令指定都市が一定の審査をし、規制するものであります。

当社グループは、今後の出店政策としてNew300坪タイプの店舗をレギュラー店と位置づけて出店していく予定ですが、1,000㎡未満の店舗の出店に際しても地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民及び地元小売業者との調整を図ることが必要となる可能性があります。従いまして、上述の法的規制等により、計画どおりの出店ができない場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他法規制

当社グループではその他、不当景品類及び不当表示防止法・農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）などの関連法規等の法的規制の適用を受けております。当社グループとしましては、法令遵守を徹底しておりますが、万一法令に違反する事由が発生した場合は、事業活動が制限されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 資格者の確保について

平成21年6月に施行されました改正薬事法において、医薬品を販売する際にはそのリスク区分に応じて薬剤師もしくは登録販売者の配置が義務づけられております。登録販売者資格の取得（都道府県試験）については、社外講師を招いての自社教育制度や、インターネット通信教育を導入して社内育成に努めておりますが、薬剤師等の確保や登録販売者の試験合格者数が予定どおりとならない場合、当社グループの出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

3. 個人情報の取扱いについて

当社グループは、カウンセリング化粧品販売及び子会社のインターネット通信販売業務に伴う顧客情報、並びに当社グループの従業員に関する個人情報を保持しております。これらの情報の取扱いについては、情報管理者により情報の利用・保管等に関する社内ルールを設け、その管理については万全を期しておりますが、万一個人情報の漏洩が発生した場合、社会的信用失墜や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 出店政策について

当社グループは平成29年6月20日現在192店舗（小型店4店舗、300坪タイプ107店舗、大型店81店舗）を運営しております。今後の出店政策としましては、主力フォーマットとして従来のメガドラッグストアを進化させたNew300坪タイプのディスカウントドラッグをレギュラー店と位置づけて出店していく予定であります。当社グループが新規出店する場合には、常に個別店舗の採算を重視しており、当社グループの出店条件に合致する物件が獲得できない場合は、出店計画が達成されない場合があるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

最近5連結会計年度の売上高、期末店舗数、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は以下のとおりであります。

		平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
業態別 売上高	小型店（千円）	2,536,818	2,065,375	1,827,396	1,321,453	717,092
	300坪タイプ（千円）	4,557,717	5,268,966	6,149,729	15,216,768	27,753,583
	大型店（千円）	46,008,282	48,740,013	52,926,312	54,472,084	52,839,465
	その他（千円）	1,553,565	1,875,484	2,240,254	2,485,676	2,089,492
計（千円）		54,656,383	57,949,841	63,143,693	73,495,982	83,399,634
期末 店舗数	小型店（店）	15	13	9	5	4
	300坪タイプ（店）	14	14	28	62	107
	大型店（店）	64	71	85	83	81
計（店）		93	98	122	150	192
営業利益（千円）		896,555	1,901,604	2,738,924	2,655,263	3,849,084
経常利益（千円）		1,040,295	2,007,392	2,877,835	2,883,328	4,089,807
親会社株主に帰属する 当期純利益（千円）		623,065	1,171,132	1,761,329	1,901,352	2,845,744

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.数値は連結財務諸表に基づいております。

5. ドミナント出店政策について

当社グループは平成29年6月20日現在、福井県（50店舗）、岐阜県（89店舗）、愛知県（37店舗）、石川県（16店舗）の192店舗を展開し、福井県においては一定のドミナントエリアを形成しております。

当社グループがドミナントエリアを形成し、その地域に出店する戦略を採用しておりますのは、店舗間の距離を近づけることでその地域のお客様の認知度が高まり、広告宣伝費や物流コスト等を低く抑えることができるためであります。

しかし一方で、一定のドミナントエリアが形成されるまでは、その有利さはありません。したがって、当社グループが出店を集中させていく商圏において、出店場所を十分に確保できない場合やドミナントエリアの形成までに時間を要する場合には、店舗展開が分散化することにより広告宣伝費や物流コストが高まり、収益を圧迫することになるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ドミナントエリア形成の副作用といたしまして、出店した店舗間の距離が近すぎる場合には自社競争が発生し、双方の店舗におきまして売上高や利益の減少などが考えられ、それによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 借入金依存度について

当社グループは、出店による設備資金及び差入保証金等を主として金融機関からの借入金等により調達しております。総資産に対する借入金等の比率は36.0%(平成29年6月20日現在)となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 固定資産の減損処理について

当社グループは、自社所有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合並びに店舗等で収益性が低下した場合等、減損会計の適用により対象となる資産または資産グループに対して、固定資産の減損処理が必要となる場合があります。これにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 債権管理について

当社グループは、店舗賃借に当たり、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境が悪化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

9. ポイントカード制度について

当社グループはポイントカード制度を導入しております。お買い物の際に、レギュラーカードについては200円(税抜)、累計5,000ポイントでランクアップしたゴールドカードについては180円(税抜)で1ポイントを換算蓄積し、500ポイント達成の際に500円分の商品券として振替えてご使用いただける制度であります。

当社グループは、将来のポイントのご使用による費用発生に備えるため、期末時点での未使用ポイント残高に応じた金額をポイント引当金として計上しておりますが、今後ポイント制度の変更に加え、未使用ポイント残高や使用実績割合等が変動した場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

10. PB(プライベート・ブランド)商品について

当社グループは、PB(プライベート・ブランド)の医薬品・食料品・日用雑貨等の開発を行っております。開発にあたっては、お客様に安心して使用・飲食していただくため、品質の管理はもちろんのこと、商品の外装・パッケージ表示の表現など、各種関係法規・安全性・表示の適正性などの観点から、細心の注意を払って販売管理をしております。

しかしながら、当社グループのPB商品に起因する事故等が発生した場合、お客様からの信用失墜、ブランドイメージの低下、損害賠償等が発生し、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

11. 商品・原材料等の調達と価格の変動について

当社グループの商品仕入に関しましては、安定的な仕入、価格交渉力の維持増強等のため、特定の地域や取引先等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。しかしながら、仕入先の業界に関しても統廃合が進んでおり、分散化にも限界があるため、仕入ルートの一部が中断した場合、それにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、商品によっては、原油や原材料などの価格が変動した場合、商品仕入価格が変動する可能性があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

12. 災害等に関するリスクについて

当社グループでは防災管理規程・災害対策マニュアルなどを整備し、日ごろより対策を講じておりますが、店舗施設等の周辺地域において大地震や台風、その他の災害等が発生し、同施設等に物理的に損害が生じ、当社グループの販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合、更に人的被害があった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに大きくなる中、停電、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

また、本件株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるゲンキーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるゲンキーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるゲンキーの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成29年12月21日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,103,200	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	14,103,200		

注) ゲンキーの発行済株式総数14,103,200株(平成29年6月20日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成29年12月21日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (数)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月21日		14,103,200		1,000,000		

注) ゲンキーの発行済株式総数14,103,200株(平成29年6月20日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるゲンキーの平成29年6月20日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年6月20日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		22	35	76	60	10	10,095	10,298	
所有株式数（単元）		12,932	2,115	60,446	16,059	51	49,404	141,007	2,500
所有株式数の割合（%）		9.17	1.50	42.87	11.39	0.03	35.04	100.00	

(注) 1 自己株式1,084株は、「個人その他」に10単元、「単元未満株式の状況」に84株含まれております。

2 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が88単元（8,800株）含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるゲンキーの平成29年6月20日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成29年6月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,000		
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,099,700	140,997	
単元未満株式	普通株式 2,500		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	14,103,200		
総株主の議決権		140,997	

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8,800株（議決権88個）含まれております。

【自己株式等】

当社は、本件株式移転により設立されるため、本件株式移転効力発生日である平成29年12月21日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となるゲンキーの平成29年6月20日現在の自己株式等については以下のとおりです。

平成29年6月20日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ゲンキー株式会社	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	1,000		1,000	0.0
計		1,000		1,000	0.0

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針として、業績を勘案しつつ利益還元に取り組むとともに、財務体質の強化と自己資本利益率の向上に努めていく予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるゲンキーの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
最高(円)	2,370	2,839	12,840	17,990	7,340
最低(円)	1,680	1,898	2,791	2,241	2,756

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	6,700	7,160	7,340	3,125	3,185	3,360
最低(円)	5,730	6,240	2,920	2,756	2,933	2,944

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。男性8名 女性0名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		藤永 賢一	昭和37年10月20日生	昭和63年4月 個人にて「ゲンキーつくしの店」開業 平成2年9月 ゲンキー設立 代表取締役社長就任(現任) 平成11年4月 フジナインターナショナルキャピタルズ有限公司設立 同社代表取締役社長就任(現任) 平成18年12月 ゲンキーネット株式会社設立 同社代表取締役就任 平成20年9月 同社取締役就任(現任)	(注)3	421,500
取締役副社長	IE本部長	吉岡 伸洋	昭和43年11月20日生	平成4年11月 アメリカンライフインシュアランスカンパニー入社 平成7年5月 ゲンキー入社 平成7年8月 同社光陽店長 平成10年3月 同社エリアマネージャー 平成11年6月 同社商品部長 平成12年7月 同社広報室長 平成12年9月 同社取締役就任 平成12年12月 同社ドラッグストア店舗運営部長 平成13年8月 同社社長室長 平成15年1月 同社店舗運営部長 平成16年10月 同社総務部長 平成18年8月 同社店舗運営部長 平成21年4月 同社取締役副社長就任(現任) 平成25年1月 同社IE本部長(現任)	(注)3	49,400
取締役	マーチャンダイジング本部長兼 玄気商貿(上海)有限公司 董事長	内田 一幸	昭和45年11月7日生	平成元年4月 リコーエンジニアリング株式会社 入社 平成4年8月 ゲンキー入社 平成4年12月 同社三国店長 平成12年7月 同社商品部長 平成12年9月 同社取締役就任(現任) 平成13年8月 同社商品流通部長 平成15年2月 同社福井北店舗運営部長 平成15年9月 同社商品部長 平成18年8月 同社北陸店舗運営部長 平成19年1月 同社社長室長 平成20年6月 同社第二商品本部長 平成20年9月 同社商品本部長 平成24年7月 玄気商貿(上海)有限公司董事長 平成26年9月 同社管理本部長兼総務部長 平成27年1月 同社管理本部長 平成27年12月 同社マーチャンダイジング部長兼玄気商貿(上海)有限公司董事長 平成29年3月 同社マーチャンダイジング本部長兼玄気商貿(上海)有限公司董事長(現任)	(注)3	121,000
取締役	店舗運営部長	山形 浩幸	昭和47年1月26日生	平成8年9月 株式会社ネクスター入社 平成10年12月 ゲンキー入社 平成11年8月 同社木崎店長 平成12年3月 同社総務部庶務課長 平成13年6月 同社ゾーンマネージャー 平成15年1月 同社東海エリアマネージャー 平成17年8月 同社店舗開発部長 平成17年9月 同社取締役就任(現任) 平成18年2月 同社新店準備室長 平成18年8月 同社総務部長 平成20年4月 同社管理本部長 平成23年6月 同社店舗開発部長 平成25年1月 同社店舗開発本部長 平成26年9月 同社店舗運営部長(現任)	(注)3	41,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		道端 良作	昭和27年 1月13日生	平成2年6月 北陸新和物産株式会社入社(合併により現株式会社PALTAC) 平成15年12月 株式会社パルタック(現株式会社PALTAC)取締役IT戦略室長 平成23年6月 同社取締役専務執行役員情報・物流統括本部長 平成25年4月 同社取締役専務執行役員監査部担当 平成26年3月 経済産業省推奨ITコーディネータ 平成26年7月 株式会社オフィスM設立代表取締役就任(現任) 平成28年9月 ゲンキー取締役就任(現任)	(注)3	200
常勤監査役		長田 康孝	昭和53年 1月28日生	平成14年3月 ゲンキー入社 平成16年9月 同社経理課担当 平成18年9月 同社北陸新店準備室担当 平成19年5月 同社文京店店長 平成24年8月 同社社長室売上予測課担当 平成25年1月 同社IE本部コンピュータSE部担当 平成27年9月 同社常勤監査役就任(現任)	(注)4	17,200
監査役		松岡 茂	昭和45年 11月25日生	平成5年8月 藤井税理士事務所入所 平成11年2月 税理士登録 平成12年4月 松岡会計事務所開設 所長就任(現任) 平成27年9月 ゲンキー監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		今井 順也	昭和51年 11月30日生	平成12年3月 セーレン株式会社入社 平成14年9月 第一労務管理事務所入所 平成18年4月 社会保険労務士登録 今井労務経営事務所開設 所長就任(現任) 平成20年4月 特定社会保険労務士付登録 平成21年8月 合同会社戦略労務研究所 代表社員就任(現任) 平成27年9月 ゲンキー監査役就任(現任)	(注)4	
計						651,100

- (注) 1 取締役道端良作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役松岡茂氏及び今井順也氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成29年12月21日から平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成29年12月21日から平成33年6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上ならびに株主の皆様やお客様をはじめとした各利害関係者の方々から信頼される企業であり続けることを目指しております。その達成にはコーポレート・ガバナンスの充実が必要であることを十分に認識し、各利害関係者の方々の立場を尊重し、より円滑な関係を構築するために法令を遵守した公正で透明性の高い経営を遂行することを経営上の最重要課題として位置付けております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成29年12月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるゲンキーと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるゲンキーのコーポレート・ガバナンスの状況については、ゲンキーの有価証券報告書(平成28年9月12日提出)をご参照ください。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成29年12月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更によりこれに伴い、監査役会及び会計監査人を設置する予定です。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、原則として毎月1回の実績報告会を開催するほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成29年12月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるゲンキーと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査及び監査役監査については、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成29年12月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるゲンキーと同水準の内部監査及び監査役監査の実施体制を構築させていく予定です。

ニ．会計監査の状況

有限責任監査法人トーマツにより、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受ける予定であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成29年12月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、本株式移転により当社の完全子会社となるゲンキーと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

ホ．社外取締役及び社外監査役

社外取締役については、当社の完全子会社となるゲンキーの現社外取締役の道端良作氏、社外監査役については、当社の完全子会社となるゲンキーの現社外監査役の松岡茂氏及び今井順也氏を選任する予定です。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定ですが、本株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となるゲンキーと同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。（ただし、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会の時までの期間の取締役の報酬の総額は、年額240,000千円以内とし、監査役の報酬の総額は、年額24,000千円以内とする旨を定款に定める予定であります。）

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めておりま

す。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に関する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるゲンキーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年9月12日提出)および四半期報告書(平成28年10月28日、平成29年1月27日および平成29年4月27日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	6月21日から6月20日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	6月20日
剰余金の配当の基準日	6月20日 12月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.genky.co.jp
株主に対する特典	<p>株主優待制度 6月20日及び12月20日現在の当社株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上ご所有の株主様を対象に、次の～の中から、いずれか1つをお選び頂けます。また、長期保有株式様(注)への特別特典といたしまして、当社店舗でお使いいただけます2,000円分のお買い物割引券を上記とあわせて贈呈いたします。</p> <p>ゲンキーオリジナル健康サプリメント 「アレル・リポーテ(EPA&DHA)約30日分」2個セット(6,000円相当)</p> <p>ゲンキーオリジナルCOLORADO化粧品2点セット(6,000円相当)</p> <p>カタログギフト(3,000円相当)</p> <p>福井県産こしひかり5kg</p> <p>(注)連続保有期間2年以上の対象となる株主様は、同一株主番号で株主優待の各基準日を1単元株以上で5回以上連続保有していることを、当社株主名簿の記載または記録により確認できる株主様といたします。</p>

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第26期(自平成27年6月21日 至平成28年6月20日)平成28年9月12日北陸財務局長に提出

【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第27期第1四半期(自平成28年6月21日 至平成28年9月20日)平成28年10月28日北陸財務局長に提出

事業年度 第27期第2四半期(自平成28年9月21日 至平成28年12月20日)平成29年1月27日北陸財務局長に提出

事業年度 第27期第3四半期(自平成28年12月21日 至平成29年3月20日)平成29年4月27日北陸財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年8月23日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月13日に北陸財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月24日に北陸財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ゲンキー株式会社(福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるゲンキーの平成29年6月20日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フジナガイナショナル キャピタルズ有限公司	福井県福井市北四ツ居2丁目16-17	5,186,400	36.77
株式会社 華	福井県福井市問屋町2丁目35番地	800,000	5.67
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	US 245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	715,900	5.08
ゲンキー従業員持株会	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	591,500	4.19
藤 永 賢 一	福井県福井市	421,500	2.99
BNP PARIBAS SEC URITIES SERVICE S LUXEMBOURG/JA SDEC/FIM/LUXEM BOURG FUNDS/UCI TS ASSETS) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	390,000	2.77
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	360,300	2.55
ゲンキー取引先持株会	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	334,300	2.37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	183,000	1.30
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目5-5 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	160,000	1.13
計		9,142,900	64.82

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成29年12月21日設立予定であるため、本届出書提出日現在において、決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成29年12月21日設立予定であるため、本届出書提出日現在において、決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。